

# 大阪市立矢田教育の森保育所 重要事項説明書（乳児等通園支援事業）

保育の提供の開始にあたり、当保育所があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

## 1 施設運営主体

|         |                                |
|---------|--------------------------------|
| 名 称     | 大阪市（こども青少年局幼保施策部保育所運営課）        |
| 所 在 地   | 大阪市西区立売堀 4-10-18 阿波座センタービル 4 階 |
| 電 話 番 号 | 06-6684-9345                   |
| 代表者氏名   | 市長 横山 英幸                       |

## 2 利用施設

|             |   |
|-------------|---|
| 施 設 の 種 類   | 保育所                                     |
| 施 設 の 名 称   | 大阪市立矢田教育の森保育所                           |
| 施 設 の 所 在 地 | 大阪市東住吉区矢田 5-2-12                        |
| 連 絡 先       | 電話番号 06-6606-6210<br>FAX 06-6692-0053   |
| 施 設 長       | 所長 川上 真里子                               |
| 対 象 児 童     | 0 歳 6 か月から満 3 歳未満で保育所や認定こども園等に通っていないこども |
| 認 可 定 員     | 0 歳児 6 人 1 歳児 10 人 2 歳児 12 人            |
| 利 用 定 員     | 0 歳児 6 人 1 歳児 10 人 2 歳児 12 人            |
| 開 設 年 月 日   | 令和 8 年 6 月 1 日                          |
| 事 業 所 番 号   | 2710051000877                           |

## 3 乳児等通園支援事業の目的・運営方針

矢田教育の森保育所の乳児等通園支援事業（以下「当事業」という。）は、以下の運営方針に基づき、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、利用を希望する児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当事業」は、保育の提供に当たっては、利用する乳児及び幼児（以下「児童」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当事業」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、児童の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当事業」は、児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

#### 4 当所における施設・設備等の概要

##### (1) 施設

|    |      |                     |
|----|------|---------------------|
| 敷地 |      | 3222 m <sup>2</sup> |
| 園舎 | 構造   | RC造<br>一部2階建        |
|    | 延べ面積 | 1483 m <sup>2</sup> |
| 園庭 |      | 2205 m <sup>2</sup> |

##### (2) 主な設備

別紙配置図のとおり

#### 5 提供する保育等の内容

当事業は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

こども誰でも通園制度

下記8に記載する時間において、6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、就労要件を問わず月10時間までの保育を提供します。

#### 6 職員の職種、職員数及び職務の内容 令和8年4月1日現在

| 職種     | 職務の内容                                 | 職員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
|--------|---------------------------------------|-----|----|-----|----|
| 主任級保育士 | 所長を助け、命を受けて保育所運営業務の一部を補佐、児童の保育等をつかさどる | 1   | 1  |     |    |
| 保育士    | 児童の保育等をつかさどる                          | 1   | 1  |     |    |

当所では、「大阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年2月26日大阪市条例第4号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置します。

<各職種の勤務体系>

| 職種     | 勤務体系                         |
|--------|------------------------------|
| 主任級保育士 | 正規の勤務時間帯（9時00分～17時30分）7時間45分 |
| 保育士    | 正規の勤務時間帯（9時00分～17時30分）7時間45分 |

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

#### 7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から金曜日とします。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）、祝日は休所となります。

#### 8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、1日あたり2.5時間（9:30～12:00または13:30～16:00）とし、1か月10時間を上限として、保育を提供します。

## 9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

### (1) 食事の提供方法

保育所において、購入した干菓子を提供します。

### (2) 食事の提供を行う日

毎日間食の提供を行います。児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

|     | 午前間食 | 午後間食    | 備考                        |
|-----|------|---------|---------------------------|
| 0歳児 | 10時頃 | 14時30分頃 | 間食の提供は離乳食完了期から（後期までは提供なし） |
| 1歳児 | 10時頃 | 14時30分頃 |                           |
| 2歳児 | 10時頃 | 14時30分頃 |                           |

### (3) アレルギー対応状況

アレルゲンを含まない干菓子を提供します。

## 10 利用料金

### (1) 1回あたり 750円

※乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準第22条第2項の規定以上の保育士（有資格者）を配置しているため

（生活保護世帯は無料  
市町村民税所得割合算額77,101円未満及び要支援家庭の場合は1回あたり250円）

### (2) おやつ代50円（離乳食後期まではおやつ代の徴収なし）

## 11 利用の開始に関する事項

大阪市への利用申請に基づき当所に利用を希望された児童の保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始いたします。

## 12 利用の終了に関する事項

当事業は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

### (1) 児童が3歳に達したとき

### (2) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 13 緊急時の対応

利用されている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、登録されている緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

## 14 非常災害時の対策

|        |  |
|--------|--|
| 非常時の対応 | 別途に定める、消防計画書により対応いたします。  |
| 防災設備   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機 有</li> <li>・誘導灯 有</li> <li>・ガス漏れ報知機 有</li> <li>・非常警報装置 有</li> <li>・その他、カーテン等の防災処理 有</li> </ul> |

|         |                         |
|---------|-------------------------|
| 避難・消火訓練 | 避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。 |
|---------|-------------------------|

**15 虐待の防止のための措置に関する事項**

職員による児童への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

**16 要望・苦情等に関する相談窓口**

当事業では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

|               |   |
|---------------|---|
| 当所<br>ご利用相談窓口 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口担当者 久下 典子</li> <li>・ご利用時間 9:00 ~ 17:30</li> <li>・電話番号 06-6692-0053</li> <li>・F A X 06-6692-0053</li> </ul> 担当者が不在の場合は、当所職員までお申し出ください。 |
|---------------|---|

**17 利用者に対するの保険の種類・保険事故・保険金額**

当事業では、以下の保険に加入しています。

|       |  |
|-------|--|
| 保険の種類 | 普通傷害保険   |
| 補償額   | 通院 1日1,500円 入院 1日2,500円<br>後遺障害 8~200万円 死亡 200万円 |

**18 第三者評価の受審、自己評価の実施状況**

| 項目        | 受審、実施状況  | 受審、実施結果 |
|-----------|----------|---------|
| 第三者評価受審状況 | 未実施（検討中） | —       |
| 自己評価の実施状況 | 未実施（検討中） | —       |

**19 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨**

公表・公示された案件はありません。

**20 当所における警報発令、地震発生時等の対応について**

|   |  |
|---|--|
| 暴風警報等発表時  | 大阪市域に暴風警報または特別警報が発表された場合、次のとおり対応します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育開始前に発表された場合<br/>原則として休所します。</li> <li>・保育開始後に発表された場合<br/>発表された時点で休所します。可能な限り速やかなお迎えをお願いします。</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市が河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等避難）」以上発令</li> <li>・高潮に関する大阪府 市からの早めに避</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育開始前に発令された場合<br/>避難区域に所在する保育所は休所します。</li> </ul>   |

|                                       |  |
|---------------------------------------|--|
| 難の呼びかけがあった場合                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育開始後に発令された場合<br/>発令された時点で休所します。可能な限り速やかなお迎えをお願いします。</li> </ul>  |
| 地震発生時                                 | <p>大阪市内 24 区のうちいずれか 1 区でも震度 5 弱以上を観測した場合、次のとおり対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育開始前に発生した場合<br/>原則として休所します。</li> <li>・保育開始後に発生した場合<br/>発生した時点で休所します。可能な限り速やかなお迎えをお願いします。</li> <li>・保育終了後に発生した場合<br/>翌日は休所します。</li> </ul>   |
| 津波警報・大津波警報発表に伴う避難指示発令                 | <p>津波警報・大津波警報発表により避難指示発令があった場合、次の避難指示該当区に所在する保育所では、次のとおり対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育開始前に発令された場合<br/>原則として休所します。</li> <li>・保育開始後に発令された場合<br/>直ちに所定の避難ビルまたは 3 階以上の安全な場所へ避難して安全を確保しますので、可能な限り速やかなお迎えをお願いします。</li> </ul> <p><b>【避難指示該当区】</b><br/> 北区・都島区・福島区・此花区・中央区・西区<br/> 港区・大正区・浪速区・西淀川区・淀川区・旭区<br/> 城東区・鶴見区・住之江区・住吉区・西成区</p> |
| JR 大阪環状線及び Osaka Metro 全線が運休（計画運休を含む） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育開始前に発表された場合<br/>災害などを起因として運休となった場合や始発から計画運休が予定されている場合は、原則として休所します。</li> <li>・保育開始後に発表された場合<br/>保育を継続します。ただし、計画運休が予定されている場合は、お迎えをお願いします。</li> </ul>   |
| 建物等に甚大な被害が発生し、安全な保育ができない場合            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育開始前に発生した場合<br/>原則として休所します。</li> <li>・保育開始後に発生した場合<br/>発生した時点で休所します。可能な限り速やかなお迎えをお願いします。</li> </ul>   |

## 21 当所におけるその他の留意事項

|                |   |
|----------------|---|
| 喫煙             | 当所の敷地内はすべて禁煙です。                                   |
| 宗教活動、政治活動、営利活動 | 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。 |
| 送迎             | 当所への自動車での通所は原則認められません。                            |



当事業における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育所名 : 大阪市立矢田教育の森保育所

説明者職名 : 所長 川上 真里子

私は、本書面に基づいて大阪市立矢田教育の森保育所の乳児等通園支援事業の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所 :

児童氏名 :

保護者氏名 (自署) :

児童から見た続柄 :

#### 個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・他の施設を利用する場合、他の施設との間で必要な情報提供を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

大阪市長 様

年 月 日

保護者住所 :

児童氏名 :

保護者氏名 :

児童から見た続柄 :